



池監第 31 号

令和5年8月18日

池田町長 杉本 博文 様

池田町監査委員 中村 誠

同 佐野 和彦

決算審査意見の提出について

地方自治法第233条第2項の規定により審査に付された、令和4年度池田町各会計歳入歳出決算及び証書類その他政令で定められた書類並びに同法第241条第5項の規定により審査に付された、令和4年度基金運用状況を示す書類について審査したので、次のとおりその意見を提出します。

令和4年度 池田町各会計歳入歳出  
決算及び基金運用状況審査意見書

第1 審査の対象

一般会計

令和4年度 池田町一般会計歳入歳出決算

特別会計

令和4年度 池田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算

令和4年度 池田町国民健康保険診療施設特別会計歳入歳出決算

令和4年度 池田町簡易水道特別会計歳入歳出決算

令和4年度 池田町下水道事業特別会計歳入歳出決算

令和4年度 池田町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算

令和4年度 池田町介護保険特別会計歳入歳出決算

令和4年度 池田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算

財産に関する調書

基金運用状況

令和4年度 池田町財政調整基金

令和4年度 池田町減債基金

令和4年度 池田町庁舎建設基金

令和4年度 池田町災害救援基金

令和4年度 池田町美しい郷づくり基金

令和4年度 池田町中山間ふるさと・水と土保全対策基金

令和4年度 池田町まちづくり自治基金

令和4年度 池田町観光施設整備基金

令和4年度 池田町教育文化施設整備基金

令和4年度 池田町福祉基金

令和4年度 池田町森林環境譲与税基金

令和4年度 池田町国民健康保険基金

令和4年度 池田町国民健康保険診療施設基金

令和4年度 池田町簡易水道基金

令和4年度 池田町特定環境保全公共下水道基金

令和4年度 池田町農業集落排水基金

令和4年度 池田町介護保険給付運営基金

令和4年度 池田町土地開発基金

第2 審査の期間

令和5年7月28日から令和5年8月17日まで

第3 審査の方法(実施内容)

地方自治法第233条第2項及び同法第241条第5項の規定により、審査に付された令和4年度の各会計歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項列明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書及び各基金の運用状況を示す書類について、関係諸帳簿及び証書類を照合し検査を行うとともに関係職員から説明を受け、決算計数が正確であるか、予算執行状況及び財政運営状況が適正であるかについて審査した。

第4 審査の結果

1 決算計数

池田町監査基準に準拠し審査した限りにおいて、各会計歳入歳出決算書、同事項列明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は、諸帳簿及び証書類と照合した結果、決算計数は正確であることを確認した。ただし、決算総額には影響しないが、一般会計及び国民健康保険特別会計において、歳入科目の誤りが確認された。指導事項とするので、その原因を解明し適切な財務会計処理を促すものである。

2 財政運営

各会計の財政運営については、審査した限りにおいて、一般会計及び各特別会計ともに収支の均衡に留意し執行され、概ね健全な財政運営が図られたものと認める。

3 基金運用

池田町監査基準に準拠し審査した限りにおいて、基金の運用について提出された報告書に表示された

計数は、関係諸帳簿等と一致し正確であり誤りのないことを確認した。

ただし、定額運用基金である土地開発基金において、「基金財産である土地は原則として貸付けできないもの」と解するが、長年にわたり貸付されているという不適切な運用が認められた。

このことについては、後述するので今後の運用については適正に行われたい。

## 第5 審査意見

### 1 一般会計及び各特別会計における決算状況について

一般会計では、5億5,276万9千円の黒字決算、普通会計ベースでの実質収支比率は24.4%、経常収比率は78.6%、実質公債費比率が7.0%となり財政指標では財政構造の弾力性等が維持されている。

歳入を財源別でみると、自主財源23.4%、依存財源76.6%、財政力指数は0.14と脆弱であり、依然として地方交付税や地方債等に依存しているのが現状である。

歳出を性質別でみると、人件費、扶助費及び公債費の義務的経費が28.6%、普通建設事業等の投資的経費が31.6%、物件費、補助費等のその他の経費が39.8%となっている。

地方債の元利償還金が普通交付税で措置される優位な地方債もあり、それを活用することも重要であるが、大規模事業に伴う公債費の増嵩、社会保障経費の増加や定住対策等に伴う補助費等の増大が見込まれ、財政運営は更に厳しさを増していくと考える。

また、予算現額に対する繰越事業費の割合は12.4%、繰越額で6億5,136万3千円(前年度19.3%、8億5,804万6千円)となり、率、金額ともに減少した。

地方自治法第208条において「会計年度及びその独立の原則」が定められている。

すなわち、一会計年度の歳出予算の経費の金額は、その年度内に使用し終わるべきものであって、使用しなかった経費の金額については、これを「不用」とするのが建前である。

従って、次年度において再度、予算要求しなければならなくなる。しかし、これでは非効率であるので、こうした事態に対応する手段の1つが予算の繰越であり、地方自治法において、繰越明許費(第213条)、事故繰越(第220条)が定められ、継続費の通次繰越が同法施行令(第145条)に規定され、原則に対する例外である。

繰越になったことについては、国の補正予算成立の遅れや財源(補助金、地方債等)の確定に時間を要したこと、また、コロナ禍での事業見通しが不明確であること、諸事情による事業実施計画の遅延などそれぞれに事由(原因)があることは承知しているが、事業効果を一日でも早く発現するためにも、事業の年度間調整による平準化等により年度内完成に努めるべきである。

このことについては、令和3年3月に策定された「池田町公共施設個別計画」において、「近年の財政状況を考慮し、年度ごとにかかる費用が集中しないよう調整します。」とされているところである。

今後の収支見込みについて、歳入については、人口減少による個人町民税の減少やダム等の工事完了が法人町民税の減少に繋がり、また、人口や世帯数、児童生徒数を測定単位とする基準財政需要額を減ずる方向に作用し、高齢者人口を算定単位とする需要額の増加を打ち消し、普通交付税が減額となることが想定され一般財源総額としては減少すると考える。

歳出については、社会保障関係経費や公共施設の維持管理費、更新経費などが益々増大すると見込まれる。剩え、公共工事においては、資材価格の高騰や労務単価、諸経费率等の引上げなどにより、その負担額が増すなど厳しい中での財政運営を強いられることになる。

将来にわたって安定的な財政運営が維持できるよう、適正な財政規模と一定額の基金残高を確保しつつ、社会情勢の変化に的確に対応した施策実施のために必要な財源の確保に努められたい。

特別会計は、特定の目的のために特定の収入をもって事業を運営し、独立した予算執行が行われている。一般会計から切り離すことにより、個々の事業の収支損益や資金管理を明確にすることを目的としている。

特別会計全体では、実質収支額が9,585万円の黒字決算となっているが、一般会計からの繰入金及び一般会計への繰出金を純計すると2億7,353万7千円の赤字決算となる。その中において、国民健康保険診療施設特別会計及び介護保険特別会計が一般会計繰入金を控除しても黒字である。

各特別会計は、利用者や受益者の減少による収入の減や高齢化による給付費等の増加、設備の老朽化による更新経費の増嵩など厳しい経営状況にある。独立採算制の原則からすれば、利用者(受益者)に負担を求めることが必然であるが、近隣市町との均衡や受益者にどの程度まで負担を求めるかなどを考慮すると増額改定も甚だ困難を伴い、一般会計からの繰入金に頼らざるを得ない現実がある。

繰入金については、法的、制度的に一般会計が負担する「基準」があるものと、本年度決算においては該当がなかったが、財源不足を補填するためのものがある。後者の一般会計繰入金を否定することは

できないが、町全体の財政状況を見極め総合的に判断し、会計間相互の健全な財政運営に支障がないようお願いしたい。

簡易水道事業や下水道事業においては、令和6年度から地方公営企業法に基づく財務規程を適用するにあたり、その準備に取り組んでいると承知しており、その制度や基準を十分に理解し適正な財務管理と企業運営に努められたい。

## 2 財源確保及び事務・事業の不断の見直しについて

道のオアシス・フォーシーズンテラス整備事業や庁舎・図書館整備事業等の大規模事業が実施されている。大規模事業に対応するための財源確保と健全な財政運営というジレンマの中にあって、減債基金の積立てや特定目的基金の積立て、辺地対策事業債など優位な地方債の獲得に努力されていることを基金の積立状況や町債の借入状況から推し図ることができる。

また、大規模事業においては、公募型プロポーザル方式<sup>\*1</sup>を導入した事業の実施など民間活力の活用積極的に取り組んでいることを評価する。

しかしながら、前述のとおり、公共施設の経年に伴う更新経費や扶助費、医療費、高齢者対策費等が増大化することが必至であることも踏まえた財源見通しが必要である。

更に、債権(金銭債権・滞納額)が全会計で2,000万円余となっている。滞納となっている歳入科目の調定額に占める割合は5.2%となっている。税や料金等の公平性の確保から適時、適切な管理と迅速かつ効果的な滞納整理を行うとともに、高額滞納者や長期滞納者については法的措置を含め厳正な対応策をとるなど収入未済額の縮減に努めていただきたい。

また、回収見込みのない債務者に対して漫然と督促を続けるなどして債権管理を継続することは、債権管理の効率化の阻害要因になりかねない。債権管理の効率化のためには、実質的に回収不能と判断する債権については、適正な手続きによる不納欠損処分を進めることも必要である。

全国の自治体では、大きな収入源とはならないが、ホームページでのバナー広告、広報誌や封筒への有料広告、ネーミングライツ<sup>\*2</sup>や行政財産の余剰スペースの活用などに取り組んでいる。メリットとデメリット、コスト、公平性及び町民への影響等を勘案のうえ挑戦していただきたい。

また、事務・事業の不断の見直しについては、既存の取組の検証と改善、AI<sup>\*3</sup>やRPA<sup>\*4</sup>の効果的活用、サウンディング型市場調査<sup>\*5</sup>、パブリックコメント<sup>\*6</sup>による意見や情報の収集など様々な取組について検討し、行財政改革を着実に促進されるよう期待する。

## 3 土地開発基金について

基金が保有する土地は平成6年9月に取得したもので、現在に至るまで具体的な事業計画がなく長期間保有(資産の塩漬け)状態となっている。

また、未利用のまま長期間保有していることから簿価(取得価格)と実勢価格との差(含み損)が生じている可能性がある。その運用として土地開発基金保有地を貸付けし、その収入を基金費において積立しているが、基金が保有する土地は、公用、公共用、公益のための事業用地という当初の取得目的以外での運用は出来ないと考える。

基金の保有する土地は、基金財産であり公有財産の不動産に該当しない(地方自治法第238条第1項)ため、これらの土地については取得目的の事業としての利用を図るか、既に当初の目的を喪失した土地であれば、そもそも保有する合理的理由がないことから、一般会計で買い戻し、普通財産として管理すべきである。ただし、市町村が農地を保有することについては、農地法による規制が関係することから適切な手続きによる所管変更(一般会計による管理等)の検討が必要である。

このことについては、別途、定例監査において運用状況等の詳細を明らかにすることとし、現段階では、「運用については適正に行われたい」旨を意見として付しておくこととする。

## 4 地方自治法第2条第14項及び第15項の理念について

事毎に話題になることであるが、「住民の福祉の増進」と「最少経費で最大効果」及び「組織及び運営の合理化」が地方自治体経営の理念であり、かつ、監査の基本原則でもある。

限りある財源(資源)を効率的、経済的に使用し、多様化、複雑化する行政課題に対応しなければならない。そのためには、常に組織と運営の合理化に努めることが必要である。

一般会計、特別会計のみならず第三セクターや一部事務組合等を含めた財政状況全体を的確に分析し、総合的、長期的に財政の健全化を図り、常にコストを意識した事務事業の執行と行財政運営に取り組み、住民福祉の向上と増進に努めていただきたい。

この3年間、コロナ禍で業務が増え様々な制約がある中、喫緊の諸課題に取り組み町民サービスの質と量を堅持されている、町長をはじめ全ての職員の努力に感謝し審査意見とする。

- ※1 プロポーザル方式～事業者を選定する方法の一つ。定められた要件に対しての提案を総合評価し事業者を選定する随意契約。
- ※2 ネーミングライツ～スポーツ施設や文化ホールなどの施設の名称に、スポンサー企業名や商品ブランド名を付与する権利。
- ※3 AI～人工知能(Artificial Intelligence の略)
- ※4 RPA～ロボティックプロセスオートメーション(Robotic Process Automation の略) これまで人間のみが対応可能と想定されていた作業を人間に代わって実施できるルールエンジン(業務の自動化を実現するアプリケーション内で業務実行の判断を行うソフトウェア)やAI、機械学習等を含む技術を活用して代行・代替する取組。業務改善や働き方改革につながる技術、業務自動化ツール。
- ※5 サウンディング型市場調査～「対話型市場調査」施設や所有地の活用方法について、民間事業者に広く意見や提案を求め、事業への有用な意見やアイデアを収集することを目的とした、民間事業者との直接の意見交換による調査。
- ※6 パブリックコメント～政策形成過程において、事前に広く一般から意見を募り、その意見を考慮することにより、行政運営の公正さの確保と透明性の向上を図る手法。町民参画を推進する方法の一つ。
- ※7 モラルハザード～「交付税によって償還財源が補償される」という考えが醸成され、リスク回避や地方債発行に対する注意義務等を阻害する現象
- ※8 PDCAサイクル～Plan(計画)、Do(実行)、Check(測定、評価)、Action(対策、改善)の仮説・検証型プロセスを循環させ、マネジメントの品質を高める手法(概念)
- ※9 OODA(ウーダ)ループ～刻一刻と変化する状況で成果を得るために使われるフレームワーク。「Observe(観察)」「Orient(状況判断、方向づけ)」「Decide(意思決定)」「Act(行動)」の4つのステップを繰り返す手法